

ユニット 2-1-2 農業協同組合の組織と概要

第1章 はじめに

1.1 農業協同組合とは

農業協同組合（農協）は、日本において農業者（農民および小規模農業法人）によって組織された協同組合である。略称は農協、総合農協の愛称はJA（ジェイエイ、Japan Agricultural Cooperativesの略）である。

農協は、農業者が、相互扶助を目的として、農業協同組合法（農協法）に基づき自主的に設立する協同組合で、法人格を有している。また、農協は、小規模な事業者であり、経済的弱者といわれる農業者が、生産や消費活動の相互扶助・協同によって、その経済的社会的地位の向上を図ることを目的としている。

農協は、農家組合員に対して営農と生活に関わる各種サービスを総合的に提供している。

農協の主な事業

営農・経済事業	組合員の農業経済及び技術向上を図るための指導、組合員の生産する物資の販売、組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
信用事業	資金の貸付、貯金又は定期積金の受入等
共済事業	生命共済、火災・建物更正共済、自動車共済等
福祉事業	組合員の介護活動等の支援

1.2 農協の歴史

日本の農業団体制度は、1900年の「産業組合法」の成立により、産業組合が農民の共同組織として発展した。「産業組合法」は業種を超えた法律で、販売組合、購買組合、信用組合、生産組合を業態に限らず設立できる法律であった。農村地域においては、通称としての「農村産業組合」等が経済事業や信用事業を営んでいた。第2次世界大戦中の1943年には、農業団体法により「農村産業組合」は、末端行政組織毎に農民を強制加入させる「農業会」に改変され、経済統制を一元的に担う団体として位置づけられた。

第2次世界大戦後、連合国軍の指導の下、農村の民主化を進め、農民の経済的、社会的な地位の向上を図るため、これまでの制度、組織を廃し、新たに自主的組合原則（自由設立、自由加入）に立脚した「農業協同組合」が、市町村、あるいはそれ以下の単位で設立された（「農業協同組合法」が1947年に成立）。日本は、1947年から1950年にかけて農地改革が行われ、総耕地面積の90.6%が自作地となり、戦前の農地の所有関係（地主制）が完全に消滅した。地主・小作関係が解消し、経営規模がより均質な農業者が農協組合員となったことから、より民主的な農協運営が可能となった。

1.3 総合農協主義

農協は、総合農協と専門農協に区分される。総合農協とは、販売事業、購買事業、信用事業、共済事業など、様々な事業を兼営している農協のことで、日本ではこの総合農協が一般的となっている。

一方、専門農協とは、酪農、果樹、園芸など作物別の販売事業を中心とした農協組織であり、ヨーロッパではこの専門農協が主流となっている。

日本において総合農協が主流となったのは、日本は農家の経営規模が欧米と比べ小規模で、兼業所得と一体となった経営が行われており、また、野菜、果実、米、畜産などの複合経営が主体のため、農家が生産する全ての品目や、貯金、共済にも対応できる体制が必要だったからである。

1.4 組合員

農協は、農業者のための組織なので、その組合員は農民であるのが原則である。農民である組合員を一般に「正組合員」という。しかし、農民でなくとも一定の出資金を支払えばその事業を利用することが適当な場合があるので、このような者も「准組合員」として組合員になることができる。組合員は一人一票の平等の議決権を持っている。

准組合員として加入（出資）することで全ての事業が利用可能であるが、准組合員になれるのは基本的に、各農協の管轄する地区に居住している人に限る。ただし、地区外でも勤務地が地区内にあれば准組合員になれることもある。

また、全く出資をしていなくとも農協法および定款の定めにより、一定の事業（信用事業の一部・共済事業など）は組合員外利用として誰でも利用することが出来る。

第2章 組織と事業の概要

2.1 農協の組織

農協の事業内容は多岐にわたり組合員の生産物を販売する事業と農業の生産に必要な肥料、農薬、農業機械や生活に必要な食品などを供給する購買事業とを合わせた経済事業、営農指導、貯金、貸付、証券業を行う信用事業、協同組合保険である共済事業などが、通常行われている事業である。信用事業を行う農協は、小切手法においては銀行と同視されている。一般に経済、信用、共済事業を「農協3事業」と呼んでいる。

そのほか、購買事業の一部としての「JA-SS」（ジェイエイ・エスエス。給油所）「A コープ」（スーパーマーケット）の経営、冠婚葬祭（主に葬儀）事業、旅行ツアー（いわゆる農協ツアー）、郵便窓口業務の受託（簡易郵便局）などが行われている。

農協系統組織は、

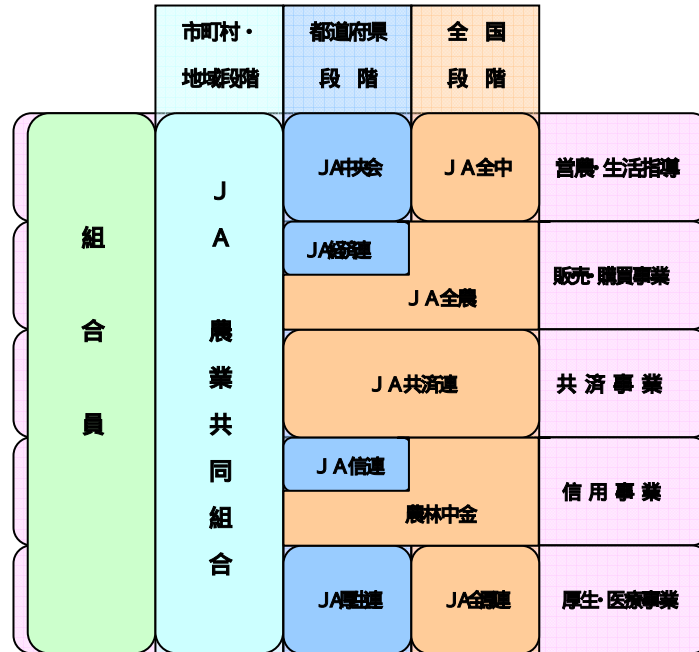
- ・ 農業者が組合員となって各種の事業を行う農協（単位農協）
- ・ 農協を会員とし、その事業活動を補完する連合会（都道府県連合会、全国連合会）
- ・ 農協及び連合会を指導する機関である中央会（都道府県中央会、全国中央会）

で構成されている。連合会、中央会については、事業ごとに以下の組織がある。

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| (1) 全国農業協同組合中央会（JA 全中） | [単位農協(JA)の指導、監査、広報活動] |
| (2) 都道府県中央会 | [都道府県ごとの中央会] |
| (3) 全国農業協同組合連合会（JA 全農） | [経済事業（販売、購買）の連合会] |
| (4) 経済農業協同組合連合会（経済連） | [県ごと(11 県) の連合会] |
| (5) 全国共済農業協同組合連合会（JA 共済連） | [共済事業の連合会] |
| (6) 全国厚生農業協同組合連合会（JA 全厚連） | [厚生事業(主に医療=病院など)の連合会] |
| (7) 都道府県厚生連 | [都道府県ごと(36 都道府県)の連合会] |
| (8) 農林中央金庫 | [農協、漁協貯金の中央金庫（運用機関）] |
| (9) 都道府県信連 | [都道府県ごとの信用事業の連合会] |

各上部組織は、会員である単位農協および連合会が出資している協同組合組織（農林中央金庫を除く）であり、単位農協の事業を専門的な立場で補完をしている機関で、一般的な株式会社の親会社、子会社とは関係が異なる。最近では JA 全農と各都府県経済連の合併が行われ、全農本体の都府県本部が経済事業、販売事業、購買事業の上部組織となる例も多い。

図 2.1 農協の主な組織図

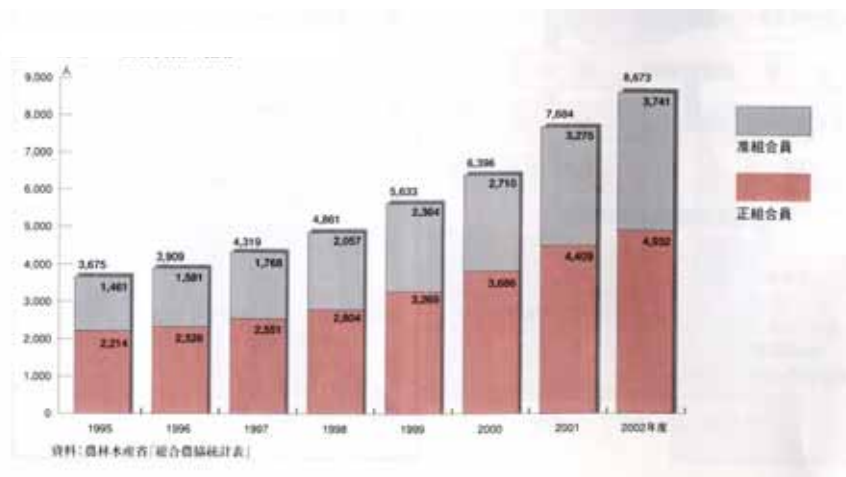


2.2 農協の合併

農協は、その基盤である組合員の要望に応えるため、合併を行い、競争に耐えうるような経営基盤の強化が行われている。合併により、人材の確保、諸施設の拡充、財務基盤の充実、経営管理機能の強化等が行われている。

総合農協の数は、2007年4月現在で813となっており、1950年の13,314組合に比べて10分の1以下に減少してきている。一方、1農協当たりの組合員数の全国平均は、2002年度で正組合員が4,932人、准組合員が3,741人で合計8,673人となっており、1995年の3,675人に比べ、規模が2.4倍になっている。

図 2.2 1農協当たりの組合員数の推移



2.3 農協の事業

農協の事業は多岐にわたる。農協法第 8 条では、農協の事業の目的について、「組合は、その行う事業にとってその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業をおこなってはならない」と規定している。

2.3.1 指導事業

農協は、組合員の農業の経営と技術の向上に関する営農指導と、生活の改善に関する生活指導を行っている。

これらの指導事業は、都道府県段階や全国段階では、JA 中央会の仕事になっている。指導事業それ自体は収益を生み出さないが、組合員の農業経営の改善、生活の向上のために、組合員のニーズに沿った研修の機会を提供したり、技術改良の指導をすることは、農協の土台になる事業であり、この強化が組合員の農協に対する理解と支持を深めることにつながっている。

(1) 営農指導

営農指導とは、組合員の営農を指導し、その改善と地域における総合的な農業生産力の維持・向上を図っていく重要な事業である。農協の営農指導は、単に技術指導を行うだけでなく、地域の農用地を有効に利用するための仕組みづくりなどを通じ、足腰の強い農業経営が確立されるよう働きかけ、地域社会の活性化に貢献する農業の展開を目指している。そのために、営農指導員の充実と営農指導体制の確立を図り、生産から流通までの仕組みを農協の総合的な力で援助することで、合理的な農業経営の確立と地域農業の活性化に努力している。

(2) 生活指導

生活指導とは、組合員農家の生活全般について指導し、組合員や地域社会の生活改善と向上を図っていくものである。その範囲は消費、健康、文化・娯楽など幅広く、高齢者福祉や地産農産物の宅配も行うなど、活力ある農村づくりに積極的に取り組んでいる。

2.3.2 経済事業

経済事業は、農家が生産した農産物を販売する「販売事業」と、農業生産や生活に必要な物資を組織的にまとめて購入する「購買事業」の二つから成り立っている。購買事業は、組合員の事業または生活に必要な物資を共同で購入し、供給する事業で、単に安く供給するだけではなく、質の高いものを供給することも目的としている。また、販売事業は、組合員が生産する農産物を共同で販売し、農家の手取額を最大にするための事業で、農産物の運搬、加工、貯蔵なども行っている。

(1) 販売事業

農業者が生産した農産物を農協が集荷して販売することを販売事業と呼んでいる。農業者が作ったものをどのように有利に販売するかは、農業者の所得を高めることになるため、農協のもっとも重要な事業である。販売活動の過程で、需給調整や付加価値の向上のために、生産物を一定期間貯蔵・保管したり加工する場合もあるが、これらの貯蔵・加工の諸事業も販売事業の重要な部分である。

農協の販売事業は「共同販売」で行うため、「共販」とも呼ばれる。共販をすることによって、農産物の数量がまとまり、一定レベルの品質が均一にそろうことから、市場で有利な販売が可能になる。

また、近年消費者の農畜産物に対する安全指向が強まっている。その声に応えるため、生産履歴の記帳をはじめとする安全性の確保対策や消費者とのコミュニケーションの促進を通じて、消費者に信

頼される安全・安心な国産農畜産物の生産・流通に努めている。

(2) 購買事業

農協の購買事業とは、農協が農業者に肥料、農薬、農機具、飼料などの生産資材や生活資材をできるだけ安く、良質なものを安定的に供給しようとするものである。

購買事業は大きくは2つに分かれる。ひとつは、肥料、農薬、飼料、農機具など組合員の営農活動に必要な品目の供給を行う生産資材購買であり、もうひとつは、食品、日用雑貨用品、耐久消費財など、組合員の生活に必要な品目を供給する生活資材購買である。

組合員から予約注文を受け、スケールメリットを生かしたバイイングパワーを背景としてメーカーと交渉し、低価格・安全・良質の資材を提供することが中心だが、飼料のようにJAグループ自ら原料を輸入して自己の工場生産して組合員に供給することもある。

(3) 日本の農協の経済事業の特徴

) 委託販売・委託購買方式

日本の農協は販売・購買の両事業共に「委託」方式をとっている。

「委託販売方式」は農協が組合員から生産物を買って販売をするのではなく、組合員から委託を受けて農協が組合員に代って販売をする方式である。

「委託購買方式」は組合員から資材の購入の予約を取り、数量をまとめて農協がメーカーと直接交渉をする方式である。

単位農協では販売、購買共に規模が小さいので、県域、全国域の連合会に「再委託」をする方式をとっている。

委託方式は、農協が販売した価格、メーカーから買った価格を組合員に直接提示し、販売、購買に要した実費を精算する方法で、コストを全てオープンにしている。この方式は、農協が相場の変動のリスク、在庫リスクを負担しないので健全な経営が出来る。

一方、組合員は自分の生産物がいくらで売れるのか、資材の価格がいくらなのかを決めずに委託をすることになるので組合員と農協の信頼関係と取引内容をオープンにする仕組みが大切である。

組合員の手取額を増やすためには販売の交渉力の他に、高く売れる農産物を作ることが必要であり、販売・購買事業と「営農指導」に一体となって取り組むことが重要である。

) 実費、手数料方式

農協の販売・購買の事業が委託方式をとるため、農協の事業収益は通常の取引のような「売買差」ではなく取扱額に対する手数料である。手数料率は、野菜、果実、畜産物、肥料、農薬などの個別品目毎に毎年総会で決めている。

手数料は、農協が販売した価格、メーカーから買った価格に対するパーセントであるので、販売、購買に掛かる流通経費、例えば選果経費、運賃、保管料などは実費を組合員が負担することになり、販売、購買の代金の精算時に差引をしている。

組合員には価格、コストの全ての明細を付けて精算をしている。

) 共同選果、共同出荷、共同計算

日本の農家は小規模、複合経営である。また、収穫時期が季節によって概ね3ヶ月毎に南から北へと移動をする。従って農家の収穫の段階では数量、品質が不揃いであり、また販売期間が短い。

一方、農産物の買い手はスーパーマーケット、レストラン等外食産業、食品メーカーなどで原材料の仕入れは自社の方針に合わせた規格品を年間を通して安定して仕入れる体制を作っている。

これらの企業は巨大なバイイングパワーを背景に国際的規模の仕入れを行っている。

このような買い手に対応するため、農協は組合員の生産物を選果場に集め、統一した品質、大きさの規格に選別し、数量もまとめて買い手の要求にあった商品に仕上げ販売をしている。

このように買い手の業態にあった品質、規格品を選定して販売することで、個々の組合員が生産した多様な農産物を最も高い価格で販売することが出来る。

価格は販売先、時期によって異なり、さらに野菜、果実は毎日の価格変動が大きいので、組合員の手取額を安定させるため、一定期間の販売先毎の価格をプールし、平均価格で組合員に精算をする。

プールをする範囲、期間は組合員と農協が協議をして決めている。

組合員への精算は選果時に組合員毎の等級、サイズのデータを記録しておき、販売終了後の規格毎の平均単価を数量に掛けて販売額とする方式である。

）購買事業の予約積み上げ、現金決済

組合員は肥料、農薬などの生産資材について、作目別に年間で使う数量を農協に予約をする。

各単位農協はこれを集計して県経済連（全農県本部）に予約をし、経済連（全農県本部）は県内の数量をまとめて全農に予約をする。全農は積み上げられた全国の数量を背景に製造メーカーと価格の交渉を行う。

製造メーカーは全農と契約をすることによって年間の製造計画を立てることができ、安定をした操業によりコストを大幅に下げることができる。このため、全農には安い価格での販売が可能になる。

全農はメーカーから買って農協の倉庫に保管をして、組合員が使う時に配達をする。

組合員は全農がメーカーから買った代金に農協各段階の手数料と運賃等の経費を加算して農協に支払う。支払いは農家が品物を受け取った段階で農協の口座から引き落とす方式である。口座の預金が不足をした場合は、農協が低利で融資をする方法により精算をする。

全農は研究所を持っており、生産資材の品質が購入の条件と同じであるか、品質のチェックを行っている。

2.3.3 共済事業

共済事業は、組合員の死亡や災害などが起きたときに備えて、一定の掛金を集めておき、これらが発生した場合には共済金を支払うことで、組合員の事業や生活を安定させようとする事業である。生命保険や損害保険と同じような役割を果たしている。

JA 共済連とは、全国共済農業協同組合連合会の愛称であり、相互扶助の理念にもとづく協同組合保険として、暮らしのすべてにわたる保障を行っており、様々な企画、審査及び資産運用を行い農協の共済事業を総合的に支援している。

2.3.4 信用事業

信用事業は、組合員からの貯金・定期積金の受入れ、資金の貸付け、為替取引、手形の割引、国債の販売などの金融・証券業務を行い、低利の融資を受けにくい組合員が自らの貯金を原資に、安い利息で融通し合うことによって、営農・生活の向上を図ることを目的としている。

現在、各農協は、農林中央金庫（農林中金）を中心に「JA バンクシステム」を構築し、信用事業の強化と安定を図っている。

2.3.5 厚生事業

農村は都会に比べ医療施設に恵まれていない。また、農作業をするときに発生しやすい病気や、農業機械化にともなう労働災害もある。厚生事業は、病院や診療所を設置したり、健康診断や保健指導をおこなったりする事業である。多くの場合は、各農協が行うのではなく、連合会（厚生連）で行っている。

また、老人ホームの設置、デイサービス、ホームヘルパーの派遣、介護用品の貸与などの事業で、介護保険事業者として福祉事業を行っている農協もある。

全国厚生農業協同組合連合会（JA 全厚連）が、組合員をはじめとする地域住民への「保健医療」や「福祉事業」の発展を支援するため、経営指導、情報提供および役職員の教育、研修などを行っている。

農協の医療事業は、1919年、農民自らが低廉な医療の供給を目的に無医地区であった島根県青原村で誕生した。この運動が全国に広がり、JA 厚生連がこれを受け継いでいる。

JA グループは、医療だけではなく、病気の予防や高齢者福祉事業、看護師の養成などにも取り組むなど、農村地域における保健・医療・高齢者福祉事業を積極的に展開している。高齢者福祉事業では、訪問看護・訪問リハビリ、訪問入浴介護、施設における療養介護など幅広い活動を展開している。

第3章 農業協同組合法

3.1 農業協同組合法

農業協同組合法（農協法）とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、農業協同組合中央会について、その組織、事業、運営等を規定している法律である。1947年11月19日に公布、同年12月15日に施行された。この法律の目的は、「農業者の協同組織の発達を促進することにより、農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、もつて国民経済の発展に寄与すること」（第1条）とされている。農協法は、農業、農協を取り巻く政治、経済の変化に対応して各時代に適応した協同組合活動を行うよう、数次にわたって改訂が行われてきた。農協法以前には、農業者の協同組織について規定する法律として、産業組合法（1900年）農業団体会法（1943年）があった。しかし、これらの法律に基づく組織は、協同組合原則（ ）に基づく協同組織としては不完全なものであった。そこで、戦後、協同組合原則に立脚した農業者のための協同組合を設立するために制定されたのが農協法である。

協同組合原則＝協同組合には、農業協同組合のほか、漁業協同組合、消費生活協同組合、事業協同組合などがあるが、これらに共通する原則として考えられているのが、協同組合原則である。その内容としては、相互扶助が目的、任意設立、加入・脱退の自由、組合員間の平等などが挙げられている。

第4章 おわりに（農協の目指す方向）

日本の食料・農業・農村を巡る変化に対して、農協も農業者、地域のニーズに的確に対応した改革を行い常に進化していくことが求められている。

特に、近年消費者の最大のニーズとなっている、安全・安心な農畜産物の提供するため、適切な生産管理や生産履歴記帳の徹底が大きな目標となっている。

また、近年、地域社会を取り巻く環境が大きく変化して、混住化、都市化が加速し、地域社会が持っていた共同性と自立性がなくなってきている。農協も合併によって規模が拡大したため、地域社会との結びつきが希薄になってきている。そのため、農協は、新たに、食農教育や高齢者の生活支援等、これまで以上の地域貢献を進めていくことを目指している。

さらに、農協は、男女共同参画社会の実現に向け、女性の農協運営への参画を積極的に進めることも求められている。

参考資料

全国農業協同組合中央会ホームページ「JAグループとは」

全国農業協同組合中央会「第24回JA全国大会決議（ダイジェスト版）」

全国農業協同組合中央会「今後の営農指導員資格認証制度について」H18.11.15

福島県ホームページ「農業協同組合について」経営支援領域協同組合グループホームページ

農林水産省ホームページ 調査・統計のページ「女性に関するデータ」農林水産省経営局構造改善課、協同組織課、水産庁水産経営課調べ

インターネット 「農業協同組合」フリー百科事典（ウィキペディア）

JAファクトブック2005 JA全中

「農協系統の現状と課題」（研修用テキスト） H19年4月 農林水産省経営局協同組織課